

一般競争入札の実施について
(総合評価落札方式)

総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁）第6条、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年5月1日決裁）第5条及び岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により公告します。

令和8年9月15日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 島邊 恒之



記

1 一般競争入札に付する事項

- | | | |
|--------------------------|--|--|
| (1) 工 事 (件) 名 | 鏡岩水源地自家発電設備更新工事
(電子入札対象案件) | |
| (2) 目 的 場 所 | 岐阜市鏡岩408-2 | |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和10年11月17日 | |
| (4) 契 約 の 種 類 | 請負契約 | |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 | |
| (6) 工 事 着 手 日 | 令和9年1月6日 | |
| (7) 週休2日制モデル工事 | 適用する(現場閉所) | |
| (8) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事 | 適用する | |
| (9) 情報共有システム活用工事 | 受発注者の協議による | |
| (10) 電子納品対象工事 | 適用する | |
| (11) 前払金 の 有無 | 有 | |
| (12) 予 定 価 格 | 695,730,200円 | |
| (13) 低入札調査基準価格 | 岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱(平成15年3月28日決裁)の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事 | |
| (14) 概 要 | 電気工事
自家発電設備更新工事 一式
・ 自家発電設備 一式
・ 運転操作設備 一式
・ 排水設備 一式
・ 仮設備 一式
・ 建築設備 一式 | |

2 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できるのは、次に掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、岐阜市上下水道事業部から共同企業体として資格認定を受けた者とする。

(1) 共同企業体の各構成員に関する事項

- ① 岐阜市上下水道事業部契約規程（昭和41年水道部管理規程第3号）第18条第1項及び岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）の規定に基づき岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査を公告日前1か月までに受けた者で、かつ申請書受付期間の最終日から契約締結日までの間に岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- ② 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成6年8月29日決裁）の規定に基づく資格停止を申請書受付期間の最終日から契約締結日までの間に受けていないこと。
- ③ 岐阜市上下水道事業部発注の電気工事に係る岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の過去2年度（令和6年度及び令和7年度）の平均点が65点以上であること。過去1年度しか受注実績のない場合は、当該年度の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去2年度に遡って受注実績のない場合は65点とみなす。
- ④ 岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成27年9月30日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし（ア）については、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は再生手続きが係属中の会社である場合を除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑥ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 共同企業体に関する事項

- ① 共同企業体の構成員数は2者とし、③に規定する代表構成員としての要件と、
④に規定する構成員としての要件をそれぞれ満たす者による任意の組合せとする。
- ② 各構成員の出資比率は代表構成員が70%以下、構成員が30%以上とし、代表構成員の出資比率が最大であること。

- ③ 代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 最新の経営事項審査結果における電気工事の総合評定値及び主観点数の合計が
1,000点以上であること。

エ 直近10か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引き渡しの済んだ官公庁等の公共工事で、単独又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、**請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じた額）1億7,500万円以上（1工事）の上水道施設における電気工事の元請施工実績**を有すること。（建築物に係る工事を除く）

工事実績データ（コリンズ）において、公共事業の分野を上水・工業用水で登録されたものに限る。

オ 出資比率が構成員のうちで最大であること。

カ 現場代理人および次の条件を全て満たす監理技術者を本工事に配置できること。

また、建設業法施行令（昭和31年 政令第273号）第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置が必要。なお、現場代理人は監理技術者を兼ねることができる。

（ア）電気工事の監理技術者としての資格を有すること。

（イ）入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

- ④ 構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 電気工事業に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

イ 岐阜市内に本店を有すること。ただし、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。

ウ 最新の経営事項審査結果における電気工事の総合評定値及び主観点数の合計が**800点以上**であること。

エ 次の条件を全て満たす主任技術者を本工事に配置できること。また、建設業法施行令第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置できること。

（ア）電気工事の主任技術者としての資格を有すること。

（イ）入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書及び特定建設工事共同企業体構成員表の提出期間
令和8年9月15日（火）から令和8年10月2日（金）まで
- (2) 誓約書、特定建設工事共同企業体協定書（甲）及び委任状の提出期間
令和8年9月15日（火）から令和8年10月2日（金）まで
- (3) 質問書の提出期間
令和8年9月15日（火）から令和8年10月2日（金）まで
- (4) 質疑回答期限
令和8年10月7日（水）
- (5) 電子入札システムの応札期間
令和8年10月9日（金）午前9時から令和8年10月13日（火）午後4時まで
- (6) 一般競争入札の開札
令和8年10月14日（水）午前9時30分

4 落札者決定の方法

本工事の入札は、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき、総合評価落札方式により行う。

5 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添「技術提案書の提出依頼について」による。

6 その他

- (1) 岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱第11条第1項に規定する低入札価格調査が行われたものが契約の相手方となった場合に追加する専任の配置技術者は、代表構成員が配置すること。
- (2) 入札書等の提出については、次のとおりとする。
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体構成員表、入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより代表構成員が提出すること。
 - ② 入札可能なＩＣカードは、共同企業体の代表構成員のＩＣカードとする。また、共同企業体の構成員から代表構成員に対し入札及び見積りに関する権限を委任した旨の委任状の提出を求める。
 - ③ 岐阜市上下水道事業部電子入札運用基準（平成17年8月9日決裁）の「1 紙入札承諾の基準」により、発注者が認めた場合は、入札書を書面で提出することができる。
- (3) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札書類の提出等について」のとおりとする。
- (4) 特記の無い事については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。
- (5) 電子契約を希望する場合は、入札参加資格確認申請書（技術資料）の提出時に、併せて「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。